

資料

「宇都宮市児童相談所の設置に係る基本方針（案）」 について

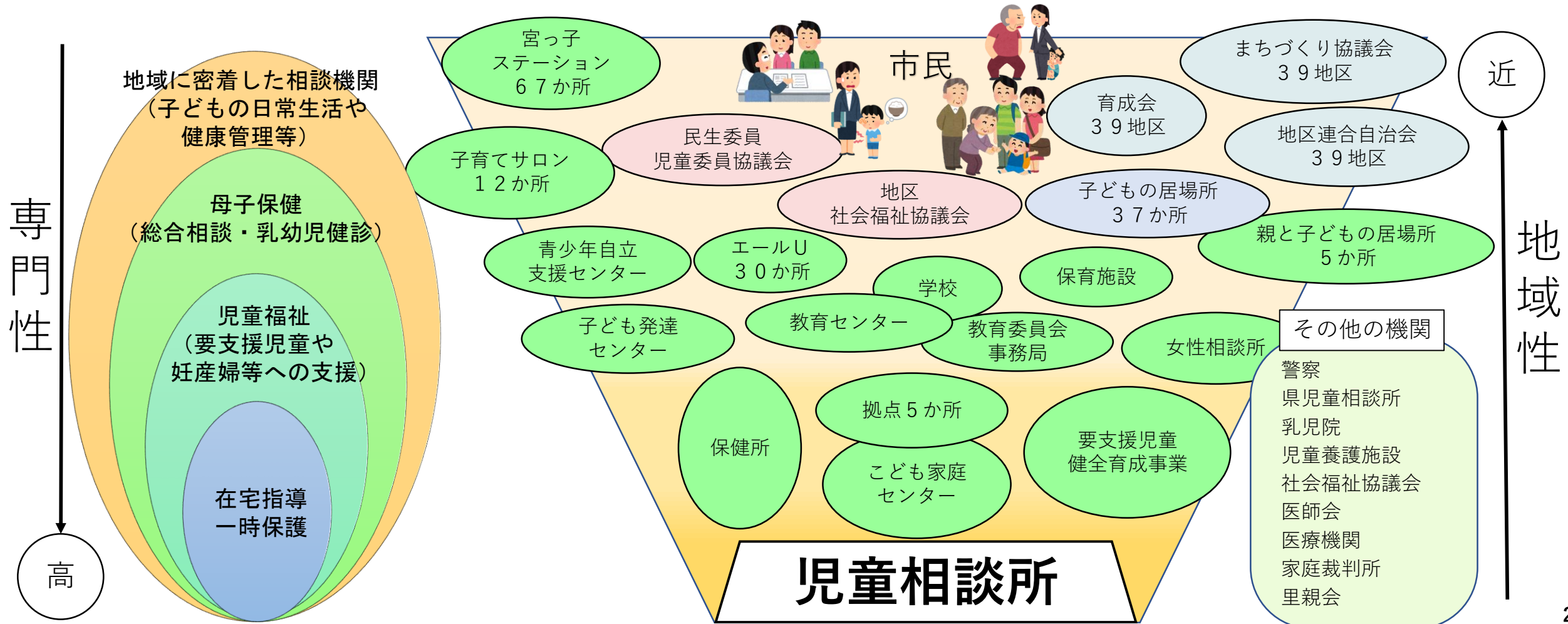
令和6年4月15日

子ども部 子ども政策課・子ども支援課

基本方針の特徴

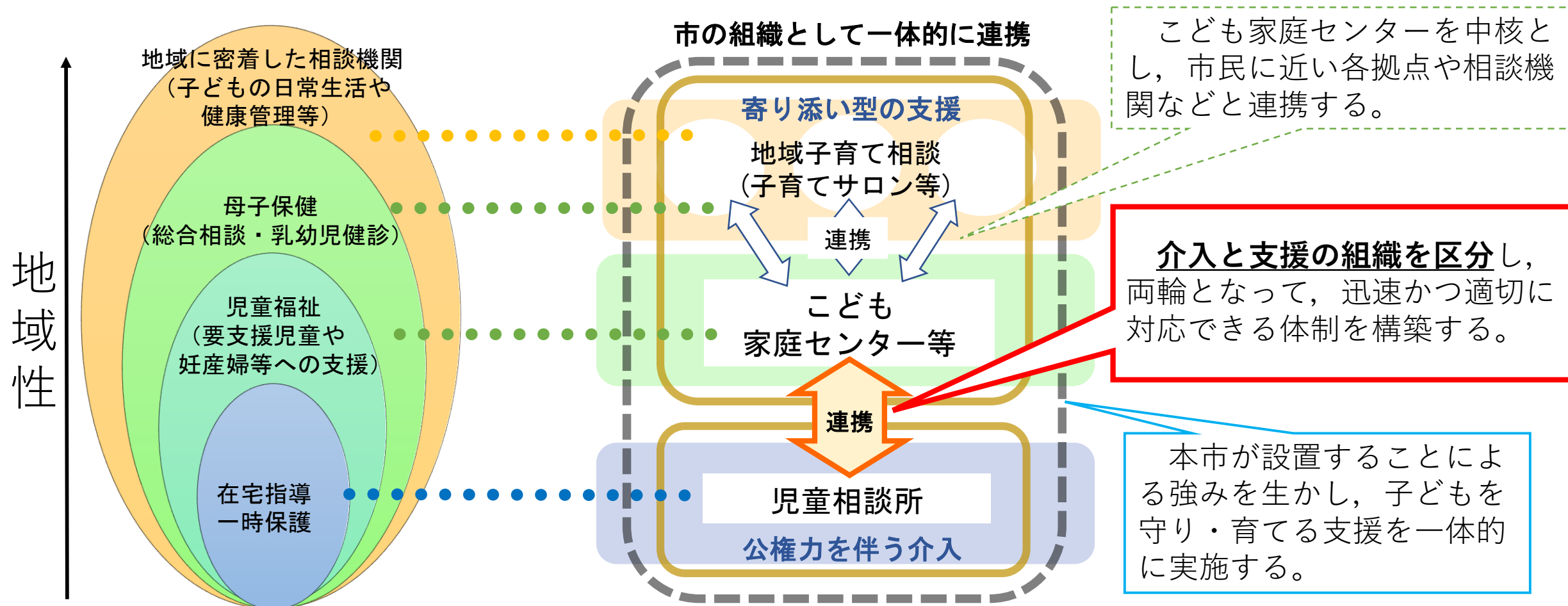
【児童相談所と市や民間の関係機関が一体となった支援体制】

子どもや子育て家庭の状況に応じて、子育てに対する相談から児童虐待対応までをきめ細かに対応できるよう、児童相談所のほか、市や民間などの関係機関が一体的に連携した支援体制を目指すとしたこと。



【支援と介入を両輪とする組織運営】

寄り添い型の支援と子どもの保護などの介入を同一機関で実施することにより、保護者との関係性の構築に支障が生じることなどが懸念されることから、介入と支援の組織を区分し、両輪となって、迅速かつ適切に対応できる体制を構築するとしたこと。



項目	本市の考え方
(1) 基本理念	・ 子どもの権利を尊重し，地域社会全体で本市の宝である子どもを守り・育てることができるよう，本市児童相談所の基本理念を，「全ての子どもの権利を尊重し，地域社会が一体となって子どもを守り・育てる」とする。
(2) 基本的機能	・ 国の指針に基づき，市町村援助機能，相談機能，一時保護機能，措置機能の4つの機能を有することとする。 ・ 子どもの安全の迅速な確保，適切な保護を行い，子どもの心身の状況，置かれている環境などの状況を把握するため，本市自ら一時保護所を設置する必要がある。 ・ 一時保護所を設置する場合は，子どもへのケアの質の向上等を図るため，児童相談所と同じ場所に設置することが有効である。

項目	本市の考え方
(3)設置・運営の考え方	・「公権力を伴う介入」と「寄り添い型の支援」の組織を区分し、役割に応じた権限と責任の下、両輪となって、迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。 ・「①児童相談所と同じ場所に置くことにより、児童相談所はもとより、複合する機能についても効果を高めることができるかといった視点」、「②児童相談所と同じ場所に置くことによる市民の利便性の向上の視点」などから総合的に複合機能の是非を検討し、本市にふさわしい児童相談所の実現を図る。
(4)施設整備に関するコンセプト	・児童相談所は、「子ども・保護者にとって相談しやすい空間」であること。 ・一時保護所は、「子どもにとって安全・安心な生活空間」であること。 ・全施設共通で、「ユニバーサルデザイン・キッズデザインや環境に配慮した施設」であること。

項目	本市の考え方
(5) 組織・職員体制	【組織体制について】 ・「総務部門」，「相談・措置部門」，「判定・指導部門」，「一時保護部門」の4部門を主とした組織の構成を基本とする。 【職員体制について】 ・国の指針における専門職員数を確保する。 ・国の「新たな虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえた専門職員数の配置について，他都市の事例や外部有識者等の意見を参考としながら，検討を進めていく。 ・学習指導を担う教員や，虐待対応における介入を担う警察官の配置についても検討する。 ・一時保護所においては，運営業務の委託も含めて検討する。

項目	本市の考え方
(6)人材の確保・育成	【人材の確保に係る考え方】 ・ 計画的な採用により，開設時期までに確実に必要人員を確保していく。 ・ 豊富な知識や経験を必要とする専門職は，任期付採用の活用などの選択肢も含めて，早期から確保策を講じていく。 【人材の育成に係る考え方】 ・ 県との人事交流に加え，他自治体への派遣研修も活用する。 ・ 本市の保健・福祉関連の部署に配置し，継続的な育成を図る。 ・ 児童相談所開設後も，継続して職員研修等を実施する。
(7)候補地の考え方	・ 児童相談所を設置する土地については，以下の視点により評価し，最も適している場所とする。 ・ 緊急時の迅速性 ・ 市民の利便性 ・ 候補地の規模 ・ 土地の安全性 ・ 他機関との連携 ・ 保護した子どもへの配慮

人材確保・育成や整備に係る工程表

	～ 6 年前	5 年前	4 年前	3 年前	2 年前	1 年前	開設～
人材の確保・育成	職員採用						
	庁内：保健・福祉関連の部署に配置						
	県：派遣研修，人材受入，合同研修・勉強会等の実施						
	他自治体：派遣研修						
施設整備	土地選定	基本設計	実施設計	施設整備		準備	

今後のスケジュール（予定）

【基本方針】

令和6年 4月中旬 外部有識者会議
下旬 子ども・子育て会議
5月中旬 議会説明
6月 基本方針策定

【検討体制】

- ・ 「宇都宮市児童相談所のあり方検討懇談会」（有識者会議）
⇒ 専門的意見の聴取
 - ・ 「児童相談所に係る栃木県・宇都宮市の連携推進会議」
⇒ 県と市の連絡調整
 - ・ 「宇都宮市児童相談所あり方検討委員会」及びその作業部会
⇒ 庁内の検討・調整
- <関係機関への報告等>
- ・ 宇都宮市議会 ⇒ 適時情報提供
 - ・ 宇都宮市子ども・子育て会議 ⇒ 必要に応じて報告

【基本計画】

令和6年 4月上旬～ 委託内容の整理
初年度の業務内容の検討
詳細スケジュールの設定
6月中旬 プロポーザル審査委員会
7月上旬 審査委員会付議（庁内）
中旬 公募開始
8月下旬 プロポーザル審査委員会
10月上旬 審査委員会付議（庁内）
契約締結
令和8年 2月下旬 基本計画策定